

芽室町子どもの居場所づくり推進事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、多様な子どもの居場所を設け、放課後や長期休業中等に学習や食事、異世代との団らんなどを実施する芽室町子どもの居場所づくり推進事業（以下「本事業」という。）により、子どもたちの様々な困難を早期に発見し子どもの育ちを支援することを目的とする。

(実施主体)

第2条 本事業の実施主体は芽室町とし、所管する部署は子育て支援課とする。ただし、町長は、本事業の全部又は一部を適切に運営できると認められる民間団体等（以下「運営団体」という。）に委託し実施することができる。

(運営団体の要件)

第3条 本事業における運営団体は、次に掲げる要件を満たしている者とする。

- (1) 本事業の趣旨を十分に理解していること。
- (2) 児童福祉や青少年自立支援・健全育成等について活動実績があり、必要な支援を提供できること。
- (3) 学校等の関係機関や、地域で活動している団体・NPO法人等と連携・協力し、効果的な支援が行えること。

(事業内容)

第4条 本事業の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 課題等の早期発見、対応
- (2) 子ども又は保護者への相談支援
- (3) 学習支援や宿題の見守り
- (4) 基本的な生活習慣の習得の推進
- (5) 食事の提供
- (6) 日常の遊びの提供

(実施場所)

第5条 本事業は、事業の目的の達成に適切と判断される場所において実施するものとする。

(事業の対象者)

第6条 本事業の対象者は、次に掲げる者とする。

- (1) 芽室町に住所を有する小学生から高校生までの児童
- (2) 前号に掲げる児童の保護者

(3) その他、町長が必要と認める者

(実施日)

第7条 本事業の実施日は平日とする。ただし、次の各号に掲げる日は除く。

(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(2) 12月29日から翌年1月3日まで

2 前項の規定にかかわらず、町長が特に必要と認める時は、本事業の実施日とすることができる。

(実施時間)

第8条 本事業の実施時間は原則、午後2時から午後7時までとする。

(職員配置基準)

第9条 運営団体は、本事業を担当する責任者1名のほか、利用人数に応じて必要な支援スタッフを配置しなければならない。

2 運営団体は、支援スタッフの氏名等を指導員等名簿（変更）報告書（第1号様式）により町長に報告しなければならない。支援スタッフに変更が生じた場合も同様とする。

(利用の申込)

第10条 本事業を利用しようとする児童の保護者は、運営団体の定める様式により利用の申込をしなければならない。

(費用負担)

第11条 本事業への参加費用は原則無料とする。ただし、児童の保護者が希望し食事の提供を受けた場合は300円を徴収するものとする。

(保険加入)

第12条 本事業を実施する場合、町又は本事業を委託された運営団体は傷害保険に加入するものとする。

(遵守事項)

第13条 事業の実施に当たり、対象者等への対応に十分配慮するとともに、業務上知り得た個人情報について、業務遂行以外に用いてはならない。その職務に従事しなくなった場合も同様とする。

(実績報告)

第14条 運営団体は、本事業の実施状況を支援内容報告書（第2号様式）に利用実績名簿等を添付し、事業を行った翌月10日（10日が閉庁日の場合は直後の開庁日）までに町長に報告しなければならない。

(請求)

第15条 運営団体は、本事業に係る経費について翌月の10日（10日が閉庁日の場合は直後の開庁日）までに町に請求し、町は請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

2 運営団体は、修繕など突発的な支出について前項の規定によらず請求することができる。

(状況報告及び調査)

第16条 町長は、必要に応じ本事業の状況報告の聴取及び調査を行うことができる。

(安全管理)

第17条 運営団体は、日常、危険を防止する措置を講じるとともに、事件、事故及び災害（以下「事故等」という。）の発生時に迅速かつ的確な緊急対策を実施できるよう関係機関との連携に努めなければならない。

2 運営団体は、本事業実施において事故等が発生した場合は、速やかに事故報告書（第3号様式）により町長に報告しなければならない。

(補則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、決定の日から施行する。（平成29年12月15日決定）

附 則

この要綱は、決定の日から施行する。（令和3年9月28日決定）

附 則

この要綱は、決定の日から施行する。（令和4年12月6日決定）

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。